静岡新聞の記事の内容について (静岡市入札参加停止通知について)

令和2年4月23日付け静岡新聞朝刊に静岡市の発表として、「事業完了届け不正7事業所 入札停止」という記事が掲載されました。

静岡市が未完了の津波対策事業の事業費約2,200万円を受注業者に不適切に支出していた問題で、未完了の事業を完了したように文書を偽造していた職員の懲戒処分とその職員の指示で事業の完了届と請求書を提出し、委託料と修繕料を7事業所が不正に受け取っており、この7事業所に対して静岡市入札指名停止措置要綱に基づき入札参加停止処分をしたという内容です。

静岡市からは弊社に対し、令和2年4月22日付けで静岡市入札参加停止等措置要綱第3 条第1項の規定に基づき、静岡市入札参加指名停止通知書が通知されております。

この静岡新聞の記事では、業者は委託料と修繕料を不正に受け取り、市は事業費の返還を求めているとありますが、記事に書かれている内容が今回の問題の内容を正しく伝える文章ではないため、簡単な経緯をご説明申し上げます。

静岡市からの入札参加停止通知書に記載されている通り、実際に業務が完了していない事業費の支払いを受けているのは事実ですが、受注した防災装置の機器本体については、受注後製作し、昨年までに納品をすべて完了しております。また防災装置10台のうち未設置の3台分の設置場所については、静岡市担当者より設置場所が決定次第指示をいただくことになっており、事業年度の関係から先に請求書を提出するように指示があったため、静岡市担当者の指示に基づき請求し支払いを受けました。

その後、年度が替わっても設置場所および設置についての指示がないため、弊社から担当者 には何度も指示をしていただくよう、依頼をしておりました。

決して、完了していない事業の事業費を不正に受け取ろうと完了届と請求書を提出したのではなく、公共事業という性格からしても、市役所担当者からの指示に従うよりほかの選択 肢はありませんでした。

また、令和1年9月4日に発注担当部署である静岡市危機管理課より、すでに委託料を受領している未設置の防災装置3台については設置予定がなくなったとの連絡があり、その後令和1年9月19日に静岡市危機管理課から経緯の説明をするよう指示があり市役所に行った際に、すでに受け取っている未設置分の費用について弊社で返還金額の計算をし、金額を提示の上、返還したいと申し出ており、返還の仕方については静岡市から指示をいただきたいとお願いしております。

記事では「7事業所に事業費の返還を求めている」とありますが、こちらからはすでに返還の意思表示がされており、静岡市からの指示待ちであることにはまったく触れてられておりません。

静岡市からの入札参加停止の処分を受けたのは事実ではありますが、

- ・静岡市担当者の指示により、未完了の業務委託について完了届と請求書を作成し、委託料を受領したのは事実であるが、すべて静岡市担当者の指示に基づいて行ったものであり、またその未完了の業務委託について弊社は再三にわたり、担当者に連絡し、設置業務の指示をしてくださるようお願いしていたが、設置業務の指示はなかった
- ・未完了にもかかわらず受領した委託料について、静岡市より設置の予定がなくなったと 連絡をいただいた時点で返還の申し出をしており、返還金額についても令和1年9月の 訪庁時に相談し、返還方法については静岡市からの指示に従うとしておりましたが、その 後、その件についての指示はなく、今回の入札参加停止処分となった

以上につきまして、新聞記事では明らかにされておりませんので、申し述べさせていいただきます。

今後につきましては、関係機関及び弁護士に相談の上、対応してまいります。

株式会社 暁 電 工 代表取締役 曽根靖之